

令和6年度八千代市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和6年5月27日制定

1 目的

障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、八千代市（以下「市」という。）における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するための方針を以下のとおり定める。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての行政組織（以下「適用部署」という。）が発注可能な物品等に適用する。

3 方針の管理及び運営

この方針の策定、管理及び運営は、健康福祉部障害者支援課において行う。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 障害者支援施設（生活介護，就労移行支援，就労継続支援を行うものに限る。）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A型・B型）

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所とは次の要件をすべて満たすものをいう。

① 障害者の雇用数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者，知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造，役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障

害者)

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

5 調達の対象となる物品等

（１） 物品

- ・食品類（みそ，パン，焼き菓子等）
- ・農作物類（野菜，草花等）
- ・小物類（組紐製品，布製品，木工，陶器，織物等）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（２） 役務

- ・印刷
- ・施設公園清掃，花壇整備
- ・リサイクル作業
- ・封入作業
- ・クリーニング
- ・組み立て作業
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

令和６年度の調達目標額については，過去の調達実績額等を考慮し，次のように設定する。

令和６年度目標額 ２，６１６，０００円

7 障害者就労施設等への情報提供について

物品等の調達の推進に係る情報は，市のホームページ等を活用し，障害者就労施設等へ提供する。

8 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために，次のような方法を実施する。

（１） 調達目標の設定

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進のため，毎年度，調達目標を設定する。

（２） 情報の提供

障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し，適用部署に対してその情報を提供する。

（３） 優先調達の依頼

障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう，適用部署に対し依頼する。

（４） 随意契約の活用

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ，随意契約を積極的に活用するよう努める。

（５） 発注方法等の考慮

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、可能な限り分離分割発注を行うなど、発注方法や、履行期間、発注量を考慮するよう努める。

(6) 市内中小企業及びシルバー人材センターへの配慮

市内中小企業や高齢者雇用の安定に関する法律に基づき設置されたシルバー人材派遣センターに配慮しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を進める。

9 調達の方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成した時は、市ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。